

昭和二十八年法律第七百七十一号

電気事業及び石炭鉱業における争議行為の
方法の規制に関する法律
この法律は、電気事業法（電気事業法（昭
和三十九年法律第七百七十号）第二条第一項第八
号に規定する一般送配電事業、同項第十号に規
定する送電事業及び同項第十四号に規定する發
電事業（その営む事業の事業主又はその営む事
業に従事する者が次条に規定する禁止行為を行
うことにより、電気の安定供給の確保に支障が
生じ、又は生ずるおそれがあるものとして厚生
労働大臣が指定する發電事業者（同項第十五号
に規定する發電事業者をいう）が営むものに
限る。）をいう。（以下同じ。）及び石炭鉱業の特
殊性並びに国民経済及び国民の日常生活に対す
る重要性に鑑み、公共の福祉を擁護するため、
これらの事業について、争議行為の方法に関し
て必要な措置を定めるものとする。

第二条 電気事業の事業主又は電気事業に従事す
る者は、争議行為として、電気の正常な供給を
停止する行為その他電気の正常な供給に直接に
障害を生ぜしめる行為をしてはならない。

第三条 石炭鉱業の事業主又は石炭鉱業に従事す
る者は、争議行為として、鉱山保安法（昭和二
十四年法律第七十号）に規定する保安の業務の
正常な運営を停廃する行為であつて、鉱山にお
ける人に対する危害、鉱物資源の滅失若しくは
重大な損壊、鉱山の重要な施設の荒廃又は鉱害
を生ずるものをしてはならない。

附 則

2 1 この法律は、公布の日から施行する。

政府は、この法律施行の日から起算して三年
を経過したときは、その経過後二十日以内に、
もしその経過した日から起算して二十日を経過
した日に国会閉会中の場合は国会召集後十日以
内に、この法律を存続させるかどうかについ
て、国会の議決を求めなければならない。この
場合において、この法律を存続させない旨の議
決があつたとき、又は当該国会の会期中にこの
法律を存続させる旨の議決がなかつたときは、
その日の経過した日から、この法律は、その効
力を失う。

3 前項の規定によりこの法律がその効力を失つ
たときは、政府は、速やかにその旨を公示しな
ければならない。

二号）抄
附 則（平成二六年六月一八日法律第七
七号）

第一条 （施行期日） この法律は、公布の日から起算して二年
六月を超えない範囲内において政令で定める日
から施行する。